

# 平成28年総務常任委員会概要記録

(会期中)

○会議日時 平成28年6月9日(木) 午前9時30分～午後0時26分

○場 所 議会特別会議室

委員の出欠状況 (出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	石田陽一	副委員長	○	磯辺香代
委員	○	出口芳伸	委員	○	大島昌弘
〃	○	松本賢一	〃	○	村尾光子
出席6人 欠席0人					

説明のため出席した者			
職	氏名	職	氏名
総合政策部長	長 勲	総務部長	山中庄一
市民生活部長	布袋田 実	会計管理者	若林早苗
総合政策課長	星野 登	市民協働推進課長	上野和憲
総務人事課長	清水光則	財政課長	梅山孝之
契約検査課長	伊沢幸男	税務課長	手塚 均
安全安心課長	篠崎安史	市民課長	所 光子
環境課長	山中利明	行政委員会事務局長	黒川 弘

事務局			
職	氏名	職	氏名
議会事務局長	川俣廣美	議事課長	谷田貝明夫
議事課課長補佐	五月女 治		

○議員傍聴者 なし

○一般傍聴者 4名

現地調査について なし

補足説明 なし

1. 開 会

2. 概要録署名委員 出口芳伸委員

3. 議 題

(1) 付託議案等審査について

議案第51号 平成28年度下野市一般会計補正予算（第1号）【所管関係部分】
---------------------------------------

質疑・意見

[歳入]

なし

[歳出]

**2款1項4目 財政管理費**

○大島委員：地域づくり事業推進基金費について、総額どのくらい積み立てるのか。また、目的としてどういった事業が考えられるのか。

●財政課長：今回の計上は、27年度後半並びに28年度に入ってから寄附の申し出があったものである。寄附内容は、主に一般寄附金と教育費寄附金等指定のものも一部あるが、地域づくり推進事業に積み立てて本人の意向に沿った事業に今後充当していきたいと考えている。基金の総額については、その都度意向の事業に充当するため、何億目標に積み立てるということでは現在はない。

○村尾委員：本会議の説明では一般寄附と指定寄附を合わせてとのことであったが、その場合に本人の希望というのは指定寄附をされた方の希望に沿った使い方をするために、一気にではなく計画的に使うという趣旨なのか。

●財政課長：今回、教育費への充当希望と産業経済振興への充当希望があった。今後補正等あるいは新年度当初予算の中でその意向にふさわしい事業に充当していきたいと考えている。

○村尾委員：例えば今回歳入で寄附金があるが、そのうち教育費寄附金は石橋小学校に支出される。それ以外のことについての話でよいか。

●財政課長：今回地域づくり事業推進基金費に積み立てる寄附金についても、教育費にということなので、一部積み立てている。

○出口委員：現在の基金の総額は。

●総務部長：28年度末を見込むが、112億円ほどが基金全体としてある。

○出口委員：そのうち、地域づくり事業推進基金費については。

●総務部長：4億4千万円ほどある。

### 2款1項14目 自治振興費

○村尾委員：自治振興事業の一般コミュニティ助成事業補助金は薬師寺コミュニティセンターに、ということであったが、用途を伺う。

●市民協働推進課長：主に備品である。平成27年度はセンターで使う備品を購入した。今回の補正はコミュニティ推進協議会で使う備品であり、グラウンドゴルフのセットやワイヤレスアンプ、お祭り用のかき氷機や綿菓子機などを購入する予定となっている。

○村尾委員：それでは補助先はコミュニティ推進協議会ということになることでよいか。

●市民協働推進課長：お見込みのとおり。

○村尾委員：施設整備は27年度で終わったわけであるが、供用開始して不具合な点などはないのか。備品が不足しているとか。

●市民協働推進課長：現在のところ不具合などは伺っていない。

### 2款1項7目 企画費

○大島委員：地方創生推進事業の委託料に、ペッパーアプリケーション開発費とシティセールス動画作成・運営管理費用が大幅に減額されている要因と、ペッパーの稼働状況を伺う。ペッパーがあまり働いていないように見えるのだが—アプリケーションの不具合などがあるようで、会話をしても的確な答えが返ってこなかったり—現在の状況は。

●総合政策課長：減額要因は、3月議会で追加補正をした地方創生加速化交付金が付いたため、28年度当初予算で計上したものを減額補正するものである。ペッパーの稼働状況は、2台のうち1台は本庁舎に、もう1台はオアシスポップ

館にある観光協会にある。27年度においては首都圏方面へのキャラバン隊が組まれたが、ペッパーも参加して市のPRを行った。指摘のとおりペッパーの会話が途切れたり、対応が遅かったりしており、今年度予算によりペッパーのアプリケーションソフトの修正を考えている。

○大島委員：ペッパーの借上げをしたときに保守管理や動作状況などもメーカー側がある程度保証をしないと、どんどん借りた側が負担するような感じの答弁だが、その点は貸した会社側にある程度負担してもらわないと市民は納得しないのではないか。

●総合政策課長：リースをしているが、リース元のソフトバンク社とは、十分に協議していきたい。アプリケーションソフトの修正など、特命課長らしく会話できるよう協議していきたい。

○出口委員：ペッパーのリースは何年契約なのか。

●総合政策課長：月額5万5,000円の12か月、3年契約である。

○出口委員：更新ができるタイプの契約なのか。

●総合政策課長：更新ができるが、更新するかどうかはペッパーの活動状況を勘案して検討していきたい。

○出口委員：明らかな故障などはリース契約の中である程度対応してもらいたいと思うが、バージョンアップなどの兼ね合いもありペッパーアプリケーション開発費の推移などは読めない部分もあるのか。ある程度見通しはつくものなのか。

●総合政策課長：法人向けペッパーフォービズは、初めての導入であり、ソフトバンク社からは、不具合等があれば修繕していきたいと聞いている。効果が現れているのか分からないので、ソフトバンク社と協議しながら開発の行方等確認していきたい。

## **2款1項7目 企画費**

○出口委員： ツール・ド・とちぎの負担金は、下野市内を通過するということで負担するものなのか、それとも県の事業としての協賛金的な意味合いで負担するものなのか。

●総合政策課長： ツール・ド・とちぎは県内の全市町を対象とした国際的な自転車レースであり、2年間行われる予定になっていて、全市町が事業費負担を

するものである。来年度に、下野市を通過することになっている。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第55号 下野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
---

質疑・意見

○村尾委員：当日投票所及び期日前投票所の開設時間を伺う。

●行政委員会事務局長：投票所の開設時間は、当日については午前7時から午後8時まで、期日前については午前8時30分から午後8時までである。また、自治医大の期日前投票所については、午前10時から午後6時までである。

○村尾委員：開設時間は、市の選挙管理委員会が決定できるものなのか、あるいは自治医大の期日前投票所については、自治医大の都合によるものなのか。

●行政委員会事務局長：自治医大の期日前投票所の開設時間は午前10時から午後6時までであるが、これは公職選挙法の中で定められた範囲内の時間であり、また会場である自治医大との協議の中で調整した時間である。また、開設時間については選挙管理委員会で決定している。

○村尾委員：広報紙によると自治医大は当日投票所にはならないようだが、その理由を伺う。

●行政委員会事務局長：自治医大の期日前投票所については限定で2日間のみであり、当日の投票所は祇園小の投票区一確か第3投票区一になり、そちらで投票することができる。公職選挙法では、2つ目の期日前投票所については、ある程度時間と期限を設定して投票することができることとなっている。

○村尾委員：今回は、立会人として従事する方の報酬が時間に合わせて按分される、という趣旨であったと思うが、当初予算で予定した金額に何か影響があるのか。

●行政委員会事務局長：今回条例で定める自治医大の期日前投票所の報酬は、当初予算額よりは低い額になる。

○村尾委員：当日立会人の場合には13時間未満の人、また期日前投票立会人の

場合には11時間30分未満の方について、選管で決める額とするということであるが、市選挙管理委員会が予定している投票所の開設時間を、1人ではなく2人で按分して従事するという例はあるのか、伺う。

●行政委員会事務局長：投票所の報酬額の2人での按分ということであるが、例はないが、病気等のやむを得ない事情により立会人が代わる場合については、国が定める額があり、その2人の従事する時間が合わせて13時間になるので、投票所の報酬の額としては2人に按分になったとしても、トータルの額としては国が定める額と同じ額になる。

○村尾委員：投票立会人はまだ確定していないかもしれないが、今の段階で、1人の役割を複数人で分担するという予測ができる例はあるのか。例えば、病気になった場合に交代するとなった時に、後の人はどのように補充するのか。

●行政委員会事務局長：投票所で立会人が代わる場合には、急遽代替りの立会人を探すこととなる。その場合には、事前に投票立会人の申し込みをされている方が現在54名いるので、その投票区で2人以外に登録されている方がいれば、その方に代わりに立ち合いをお願いするという方法がある。また、もし他に申し込みをされた方がいなければ、選挙人登録名簿の中から立会人を選出してお願いする方法もある。

○村尾委員：例えば病気になった場合は、その場でしかわからないことだと思うが、その場で対応できるのか。しなきゃならない、ということか。

●行政委員会事務局長：事故と病気と、病気は特にその場で起きると思うので、代わる場合はその場で対応しなければならない。投票区の中に投票管理者と職務代理者がいるが、その場での対応は難しいとは思う。その場合は事務局である選挙管理委員会と連絡調整を取りながら、早急に代替りの立会人を探す方法をとって対応していきたいと考えている。

○出口委員：今回の改正案は、おそらく国の通知等に基づいて提案されたと思うが、そのうち投票立会人と期日前投票立会人だけこういう形に変更されたが、その理由を具体的に伺う。

●行政委員会事務局長：投票立会人は7時から20時までの13時間、期日前投票立会人は8時30分から20時までの11時間30分ということで、従事時間が定められているので、その中での交代について今回条例改正案を出させていただいた。

ただし、開票立会人と選挙立会人もおり、こちらについては開始から終了までの時間は未確定であり、時間がはっきりしないため、その中でこういった形の条例改正をすることは難しいということで、あくまでも投票立会人と期日前投票立会人のみの改正ということでさせていただきました。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

— 暫時休憩 — 執行部退席

陳情第1号 「川の日を国民の祝日に定めること」を求める意見書に関する陳情

趣旨説明

身近な川の果たす役割の重要性を国民一人ひとりが考えなおし、川に感謝し、川に学び、川を守る記念日として、川の日を国民の祝日にする価値があると思う。川の日を啓もう活動の起点として、住民と行政が一緒に取り組み祝うことができたなら素晴らしいと思う。

国交省では川の日を制定しているが国民の祝日になっていない。

趣旨説明者への質疑

○出口委員：町議会では採択されたのか。

●趣旨説明者：一部のところからは正式に採択の通知をいただいている。

○村尾委員：会の具体的な活動はどのようなことをされているか。

●趣旨説明者：私たちの会は小さな会なので、広く県民に知っていただくため、まず行政に対して、私たちの活動が正しいかどうかの判断を仰ぐために陳情を出させていただいた。これは、会員のモチベーションを上げる意味もある。採択いただければ、会の活動もこれから幅広く展開していけるので、今回が会の出発点として位置付けており、いろいろな知恵、手法を聞きながら、方向性を決めていきたい。焦らずゆっくり会を進めていきたい。

○村尾委員：河川の保護活動などはまだ実施していないということではよろしいか。

●趣旨説明者：会員が高齢者でもあり、河川を愛護したりする団体ではない。

○出口委員：全国組織はあるか。

●趣旨説明者：国交省の条例で平成7年に、7月7日が川の日として決まっているが、祝日ではない。

○出口委員：川の日は制定されているが、それでは不十分と考えるのか。

●趣旨説明者：山は国民の祝日である。川の祝日がないのはさみしいと思う。海の日、山の日が国民の祝日になったのとは全く逆である。有名人がアドバルーンを上げて、なったわけだが、今回は一市民の思いから立ちがるので、かなり前途多難だと思うが、あせらずゆっくり実現目指して頑張っていきたい。

## 意見

○出口委員：山の日制定は難航した。栃木県民としては理解できるが全国民の理解があつての祝日なので実際のところ厳しいと思う。

○石田委員長：どこかが支持していかないと全国組織にまで到達しない。

○村尾委員：海の日、国民の祝日を増やすための後付けとして考えられたのではなかったか。休日になることで改めて今日が川の日だったと思い起こせるわけで、認識を高めるきっかけになると思う。反対する理由はない。自然環境を大切にすると認識が深まれば結構なことだと思う。

○出口委員：もっと祝日を増やせという声は一時期よりも少なくなっていると思われる。趣旨には賛成するが、祝日にするまではいかがかというのが率直な意見である。

○松本委員：趣旨は理解するが、もう少し検討したほうが良いのではないかと盛り上げていく運動が必要なのではないかと。

○出口委員：国民の祝日となると、国民の理解が根底になければならない。海、山は比較的理解があると思われるが、川に関してそこまでの理解があるのかと。国交省の川の日を最大限活用されて川の大切さをPRし、もう少し機運を高めたうえで、提出していきたいなど。もう少し機運を高めていただければというほうがよろしいのではないかと。

○村尾委員：国交省が決めているのは法律なのか、要項なのか。7月7日を明記していないが、この日を川の日にしなさいということになるのか。

○出口委員：特定しないといわれている。ちなみに県内の状況はいかがか。



●事務局：県内14市のうち下野市を含め11市はいずれかの委員会に付託し、審査を行う段階であり、審査結果はまだ出ていない。壬生町は、総務常任委員会の審査で採択すべきものとされ、本会議にはまだ諮られていない。足利市、鹿沼市は監事会議に諮られる予定であり、真岡市は議長預かりになっている。

○磯辺副委員長：趣旨は理解できるし、反対できない内容であり、採択できる内容だと思う。積極的に採択しないという理由も見つからない。積極的に採択するという気持ちはもう少し足りないというのがあって、祝日にする目的が休みを増やすというころにはなくて、祝日になった時にどんなことが起こるのかというのを考えてしまう。現在川の愛護団体等で活躍中の方々が認められるともいわれたが。今でも国交省が川の日を作って、様々ないい川作りワークショップ開催などホームページに載せており、川の日らしいイベントを行っているところもあり、県の条例で川の日を設けて写真コンテストなどを実施しているところもある。だから順を追っていくのも方法かなという気もする。栃木県には海がなく、山と川なので、川のほうが私たちの生活に確かに密着している感じがする。農業や飲用水にも使われ大切なものであると思う。それなので、祝日にするというのはつながりにくくて、そこが繋がればよいと思うのだけれども、はっきりとはつながらない。

○村尾委員：誰かが言い出していないと、祝日に向けた動きはなかなか広がらず、実現しない。休みにすることで、今日は何の日ということを振り返ることができ、川につながっていくのだと思う。きっかけ作りにはなると思う。

○磯辺副委員長：先ほどの調べはついたか。

●事務局：建設省時代に作られたということである。条例、要項等はみつからなかった。

○出口委員：何とかの日というのは、国が定めるというよりは、それを認定する機関があり、法務省、内閣府が決めているわけではない。勝手に言うのは構わないが、公に言うために認定する機関があって、この件は建設省が言い出して認定を受けた形だと思う。

○大島委員：国民的に川を愛そうという機運が盛り上がった時に、国会で祝日が成立するのだと思う。

○石田委員長：どこかで誰かが協力しないと機運は盛り上がらないと思う。

- 磯辺副委員長：壬生町の方が初めての試みとしてやっているの、調査をしても何も出てこないかなど。調査することがあれば調査をするし、海、山の日のいきさつを調べることもできるが、そもそも祝日を作るときの判断基準もよくわからない。川に感謝する気持ちは十分あるが。
- 松本委員：趣旨採択の選択肢はあるか。
- 石田委員長：その場合は、意見書が出せなくなる。
- 松本委員：山と海は大きく感じる。川のイメージは小さい。川の日があることすらも相当な人が知らないのではないか。今どうかというのには、私たちがいち早く出すべきなのか、ちょっと賛成しづらい。
- 村尾委員：去年の豪雨により利根川、思川も越流したので、だからこそ川の猛威を認識しなければならない。この時期だからこそ川の日を念頭に置くということも言えるのではないか。予防意識も思い起こさせてくれるのではないか。
- 出口委員：海、山に比べ、インパクトが欠けてしまうのは否定できないのではないか。海のある県民の理解をどの程度得られるかどうか、私は自信がない。
- 磯辺副委員長：海のない栃木県としては川が大切だということで、栃木県で取り組むという方法がなくはないかなと思う。栃木県条例で川の日を決めて、川の役割や学習をするなど、みんなで川をきれいにするとか、そういう切り込みかたもあるのではないか。
- 石田委員長：例がないというが、例を作るのが団体であると思う。下野市として隣町、広域連携を組んでいく壬生町の思いをもった団体の人と手を組み、採択しようという意見がまとまればよいと思うが、不採択にはしたくないと思う。
- 出口委員：不採択にはしたくないが、意見書は議長名で内閣総理大臣あてに出すわけで、重たいものである。そう考えると、この意見書を送るにはもう少し時間がほしい。
- 石田委員長：やる気があるのならば早くしてあげたいが。
- 磯辺副委員長：どこも引っかかるころはないが、実質的に自分の近くの川をどうやって守るかとかを考えたとき、もっと具体的にやることがあるのかなと思ったりもする。不採択の要素は何もない。
- 石田委員長：広域連携も考えても、不採択要因がなければ採択でよいのではないか。

- 出口委員：陳情の内容を精査するのに広域連携は考慮しないほうが良いと思う。海なし県の3つの市で、陳情として取り上げられないという事実がある。3か月で情勢が変わることはないので、継続審査はどうかと。趣旨採択が良いのではないか。国に意見書を送る形は取れないにしても、いくらかの効果はあるのではないか。機運が上がればまた提出していただいても良いのかなと思う。
- 村尾委員：私は採択でよいと思うが、今回趣旨採択をしたときに、栃木県に意見書を出せるのか。
- 出口委員：これの趣旨を踏まえて、議員提案として提出することは全く問題ないと思う。
- 村尾委員：全国展開が難しいということであれば、栃木県として、機運を盛り上げていく一助になれば、それも一つの策かなと思う。
- 村尾委員：賛成である。校外学習などもあり、それが一番現実的であり、急がば回れではないが、良いのではないか。
- 村尾委員：県への働き掛けをする場合は、趣旨採択になるのか。
- 出口委員：趣旨採択になり、これとは別に総務委員会のメンバーで意見書を議会に提出して、県知事あてに送ることになる。
- 磯辺副委員長：それでは、国民の祝日にするという趣旨が違ってきてしまうのではないか。
- 出口委員：趣旨を<sup>そんたく</sup>付度して県にまずは地に足をついた形で議員として総務委員会として、県知事に意見を提出することになる。高知県などでは四万十川の日などが定められており、たぶんそれなりにイベントなどもあると思う。より具体的な活動が期待されるのではないか。県のほうでは。
- 村尾委員：陳情そのものに関しては、川の日を再認識する意味で祝日にしていただけならありがたい。国民の期待に応えた議会があるということで、運動の広がり的一端を担うことができると思う。県への働き掛けも、一つの案とは思いますが、まずはこれを採択していただきたい。私たちにできる手立てを考えていこうというのであれば、一それには時間が必要であるということであれば、継続審査でもよいと思う。今は採択していただければと思う。
- 松本委員：継続審査はないか。
- 石田委員長：各委員の意見では、不採択はできないとのことなので、採択、も

しくは継続審査の決を採りたい。

—採決—

採択とすべきもの 2 継続審査とすべきもの 3

協議の結果、継続審査の申し出をすることに決定した。

採決後の意見

○磯辺副委員長：国民の祝日を求められたときに、栃木県全市議会から答えが出てきて、全国に波及していくためにはかなりの時間がかかると思われる。その間、もう少し実績作り 一人の心を動かせるような— があつたほうが全国に訴えるにはよいのではないか。川への感謝などの学習を具体的に進めるとしたら、自治体、県単位くらいまでで充実させていくような努力がほしいと感じる。この陳情がなかなかうまくいかない場合は、県への働き掛けとかを私たちもしたらよいのではないかと思う。

審査終了

#### 4. その他

(1) スマートインターチェンジ設置について

【総合政策課】

(2) 金融機関との包括連携について

【総合政策課】

#### 5. 閉 会

下野市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

平成 年 月 日

総務常任委員会 委員長

委 員